

(空き家をお持ちの方へ) 空き家バンクに登録しませんか？

「長い間使っていないから、貸したり売ったりできるのかわからない。」
「家財道具が残っていて、処分するのにも費用がかかる。」

そんなお悩みの解決を雲仙市が応援します！！

市では、空き家バンクを利用する方に様々な支援を行い、空き家を活用した定住を促進しています。

【空き家物件調査補助金】

○概要

所有する空き家を空き家バンクに登録して、売買や賃貸等の活用を図る空き家所有者に対し、空き家の状態を確認するための調査費用を助成
(1戸につき1回限り)

○補助額

調査費用：定額7千円

○補助対象

所有する空き家を空き家バンクへ登録する意思を有する空き家所有者

※店舗は対象外



※他にも、契約が成立した場合の奨励金（5万円）やリフォーム補助金（補助率1/2、上限50万円）もあります。

また、空き家利用者に対しても仲介手数料の補助や中古住宅購入補助、家賃補助などを行っており、契約締結を促進しています。

【家財道具等片付け補助金】

○概要

空き家バンク制度に登録した物件で売買契約や賃貸借契約が成立した場合、空き家所有者に対して、家財道具等の搬出、片付けに要する費用を助成
(1戸につき1回限り)
※片付け前に申請が必要

○補助額

片付けに要した費用（上限10万円）
※住居に係る家財が対象

○補助対象者

空き家バンク制度で空き家に関する売買契約又は賃貸借契約を締結する空き家登録者

※空き家の利用希望者が当該物件を住所地として、生活の本拠とする場合が対象
(別荘や店舗などで利用の場合は対象外)



（問い合わせ先）

雲仙市地域づくり推進課 移住・定住・婚活推進班

TEL:0957-47-7805 E-mail:tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp

「雲仙市空き家活用促進奨励補助金」交付までの流れ

○『空き家物件調査補助金』の申請方法

①交付申請

※調査実施前までに申請してください。

【提出書類】

- (1) 空き家物件調査補助金交付申請書
(様式第1号)
- (2) 空き家物件調査に係る所有権確認承諾書
(様式第2号)
- (3) 空き家等情報登録制度登録誓約書
(様式第3号)
- (4) 雲仙市空き家活用促進奨励補助金の交付に係る調査承諾書(様式第4号)
- (5) 住所地の市区町村税(国保税を含む。以下同じ。)の滞納がない証明書(雲仙市外に居住の場合に限る。)

交付決定

②空き家物件調査実施

※宅地建物取引士証の交付を受けた方(不動産業者等)に調査を依頼してください。

※不動産業者等は雲仙市空き家物件調査補助金チェックシートに基づき、調査を実施します。
(様式については、雲仙市地域づくり推進課にお問合せください。)

※調査については、あらかじめ空き家所有者、不動産業者、市において日程調整のうえ、調査を実施します。

③交付請求

【提出書類】

- (1) 空き家物件調査補助金請求書
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 振込口座の通帳の写し
- (4) 調査費領収書

補助金の交付

○『家財道具片付け補助金』の申請方法

①家財道具片付けに要する費用の見積もり

※家財道具片付けに要する費用の見積もりを取得してください。

②交付申請

※片付け等実施前までに申請してください。

【提出書類】

- (1) 家財道具等片付け補助金交付申請書
(様式第6号)
- (2) 片付け等に要する費用の見積書の写し
- (3) 対象事業の実施前の写真
- (4) 雲仙市空き家活用促進奨励補助金の交付に係る調査承諾書(様式第4号)
- (5) 住所地の市区町村税の滞納がない証明書
(雲仙市外に居住の場合に限る。)

※市からの交付決定前に片付けに着手したもの
は補助対象になりませんのでご注意下さい。
※家屋外の荷物は対象外です。

交付決定

③実績報告

【提出書類】

- (1) 家財道具片付け補助金実績報告書
(様式第8号)
- (2) 空き家に関する契約書の写し
- (3) 対象事業実施後の写真
- (4) 片付け等の代金の領収書の写し

補助金の確定

④交付請求

【提出書類】

- (1) 家財道具片付け補助金請求書
- (2) 口座振替依頼書
- (3) 振込口座の通帳の写し

補助金の交付